目　次

序　章　戦争を止められない世界で，何を守るのか……1
——本書の枠組みと国際人道法の出発点

1　はじめに——本書の問題意識と目的　1
2　武力紛争はどこで，どれほど起きているのか　3
3　なぜ武力紛争はなくならないのか　4
4　「戦争をなくす法」ではなく「戦争と向き合う法」
——現実の紛争と，判断する複数のアクター性からみる IHL の意義　6
5　本書の目的と構成——問い・方法・検証を貫く判断の連鎖　12
6　ウェブ掲載事例研究の目的と活用方法
——判断を組み合わせて考えるために　15

第Ⅰ部　国際人道法の適用開始をめぐる判断
——人道原則・武力紛争の分類・人道支援——

第1章　人道原則と国際人道法……18
——支援・保護・判断の出発点

はじめに——なぜ本章は人道原則から始まるのか　18
1　人道支援とは何か——武力紛争の現場で何が問題となるのか　19
2　人道原則の意味——それは現場で何を可能にしているのか　20
3　人道活動と IHL——保護の実践と法の歴史的発展　22
まとめ——IHL 上の保護を現場で支える人道原則　26

第2章　国際人道法の基本原則……30

はじめに——「守る」と「攻撃する」を分ける判断の枠組み　30
1　区別原則（principle of distinction）——誰を守り，誰を攻撃できるのか　31
2　軍事的必要性原則（principle of military necessity）
——「必要」はどこまで許されるか　34

3　比例原則（principle of proportionality）――許容されない被害とは何か　37
4　人道の原則（principle of humanity）――戦争に残される最低限の基準　39
5　基本原則はどのように判断を導くのか――攻撃の適法性と判断過程　41
まとめ――基本原則は「答え」ではなく「判断の形式」である　42

第3章　武力紛争の分類と適用法の画定……45
はじめに――武力紛争の成立と分類　45
1　分類の意義と武力行使法との区別　45
2　国際的武力紛争（IAC）　47
3　非国際的武力紛争（NIAC）　49
4　複数紛争の並走と紛争マッピング　52
5　誤分類の実務的リスク　55
まとめ――分類は IHL の出発点　57

第4章　人道支援アクターと人道スペース……60
――保護・調整・安全管理の方法
はじめに――複数のアクターが担う人道支援　60
1　人道支援アクターとは誰か――保護される根拠とアクターの差異　61
2　ICRC の役割――法的基盤，保護・支援，機密対話　63
3　国連・NGO・クラスター調整――大規模対応の力と危うさ　65
4　民軍関係と人道スペース――同一視を避けるための安全管理　68
まとめ――人道スペースは複数のアクターの関係のなかで保たれる　70

第Ⅱ部　武力紛争下における保護の判断構造
――攻撃対象・文民保護・拘禁――

第5章　攻撃の対象① 戦闘員と軍事目標……78
――人及び物の攻撃対象性
はじめに――人及び物の攻撃対象性　78
1　攻撃対象に関する規律の適用範囲――「攻撃」とは何か　79

2　人に対する攻撃――戦闘員，組織化された武装集団の構成員及び DPH　81
3　物に対する攻撃――軍事目標と民用物　85
4　攻撃対象の確認と攻撃の際の予防措置　88
5　対象認定後に適用される規則と刑事責任　90
まとめ――攻撃対象の認定とその検証　91

第6章　攻撃の対象② 文民と民用物……94
――攻撃からの保護と敵対行為の規律
はじめに――文民及び民用物を守る判断の構造　94
1　文民に対する直接攻撃の禁止　95
2　民用物の一般保護と軍事目標概念　98
3　特別保護対象と保護喪失の条件　99
4　都市インフラに対する攻撃の影響　103
5　無差別攻撃，比例性，攻撃側の予防措置　104
6　防御側の予防措置と人間の盾　108
まとめ――保護規則の適用と法的評価　110

第7章　戦争捕虜と拘禁……114
――地位の決定，待遇，審査及び送還
はじめに――地位の決定，待遇，審査及び送還　114
1　拘禁の種類と法的根拠　115
2　戦争捕虜資格と地位の決定　117
3　NIAC における拘禁権限　119
4　人道的待遇及び収容施設の運営　121
5　外部監視，登録，家族連絡　126
6　移送，釈放，交換及び送還　128
7　現代の拘禁実務と課題　130
まとめ――地位判断から送還までの法的管理　132

第Ⅲ部　戦時判断の拡張と帰責
――兵器・新技術・複数法体系・戦後責任――

第8章　戦闘手段・方法の規律と兵器の使用規制……136

はじめに――戦闘手段・方法を規律する法　136

1　兵器の使用に関する一般原則　136

2　禁止・制限される兵器と規制の射程　139

3　対人地雷・クラスター弾　142

4　化学兵器・生物兵器　145

5　核兵器　147

6　新兵器審査と国家の事前確認義務　150

まとめ――兵器の使用規制は戦闘手段・方法の選択を制約する　152

第9章　テクノロジーと国際人道法……155

――標的化・自律性・責任の判断構造

はじめに――新技術をめぐる議論を，法的判断の構造から捉え直す　155

1　軍事技術の変化と IHL 上の判断　156

2　ドローンと遠隔攻撃　158

3　サイバー作戦と攻撃概念　161

4　自律型兵器システム，AI 支援標的化，新兵器審査　164

5　軍事技術と責任　167

まとめ――新技術が問い直す IHL 上の判断と責任　171

第10章　紛争下に適用される国際法……174

――国際人道法と国際人権法の交錯

はじめに――複数の法体系をどのように組み合わせるのか　174

1　複数法の適用と判断の順序　175

2　子どもと武力紛争　179

3　性暴力と武力紛争　185

4　難民・国内避難民と武力紛争　189

まとめ――複数法を用いて戦時秩序の限界を判断する　194

第11章　武力紛争終結後の法（jus post bellum）……198
――戦時判断の記録，責任追及，救済

はじめに――武力紛争終結後の責任をどのように法で捉えるか　198
1　戦闘停止後も残る IHL 上の義務　199
2　移行期正義の枠組み　201
3　戦時違反の記録と刑事責任　205
4　被害者中心の正義――救済・補償・参加　209
5　真実・記憶・制度改革――再発防止という視点　213
6　人道支援機関の守秘と責任追及の緊張　216
まとめ――武力紛争終結後の法における責任の問い　218

終　章　戦時秩序を支える判断，記録，対話……221
1　本書の問題意識とまとめ　221
2　本書の到達点，限界，今後の課題　224

あとがき　229
参考文献　234
索　　引　250

コラム
1　人道外交（Humanitarian Diplomacy）の役割　28
2　自衛隊の国際任務に適用される関係法規――現場で実感したその必要性　43
3　アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）　58
4　人々の生活に伴走する――紛争後社会における開発，人道支援，平和構築　72
5　ジャン＝ピクテ・コンペティション――現場で問われる国際人道法　74
6　国家機能の麻痺と「生きた力」としての国際人道法
――2006年東ティモール危機の現場から　92
7　紛争下の教育を守る国際指針「学校保護宣言」
――国際人道法の実践を強化する　112
8　国際人道法を仕事として用いる――紛争地の現場から　133

9　国際刑事裁判所模擬裁判大会への挑戦　153
10　国際刑事裁判所で働く　172
11　人道・開発支援分野における性的搾取・虐待からの保護（PSEA）の進捗と課題　196
12　国際刑事裁判における被害者参加と被害者賠償　219